

及び国立研究開発法人水産研究・教育機構 農林水産大臣	二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 産業大臣
生労働大臣	三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣
農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。	2 2
センター等は、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等をする場合には、遺伝子組換え生物等に関し知識経験を有する職員であつて、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならない。	3 3
センター等は、第二項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令、経済産業省令又は厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣に報告しなければならない。	4 4
第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。 (センター等に対する命令)	5 5

第三十三条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項各号に掲げるセンターや等の区分に応じ、センター等に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。 (科学的知見の充実のための措置)	第三十六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。 (権限の委任)
第三十四条 国は、遺伝子組換え生物等及びその使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を図るために、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (国民の意見の聴取)	第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。
第三十五条 国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評	第三十八条 第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十七条第五項、第二十六条第二項若しくは第三項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用者をして立入検査等を行つた者 二 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の規定による通告をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者 三 第二十八条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者 四 第二十六条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供して遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者 五 第二十七条の規定による通告をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者 六 第二十八条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者 一 第三十条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	
第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。 一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用者をして立入検査等を行つた者 二 偽りその他不正の手段により第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 四 第十九条第八項の許可を受けないで生物検査の業務の全部を廃止したとき。	第三十九条 第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十七条第五項、第二十六条第二項若しくは第三項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。 一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用者をして立入検査等を行つた者 二 偽りその他不正の手段により第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 四 第十九条第八項の許可を受けないで生物検査の業務の全部を廃止したとき。	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十条第三項、第十四条第三項又は第二十一条第三項の規定による命令をしようとするとき。 二 第十条第三項、第十四条第三項又は第二十一条第三項又は第二十六条第三項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき。 三 第二十二条第一項の規定に違反して確認を受ける。主務大臣等)
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は	第四十六条 第六条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。 一 第十九条第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 二 第十九条第六項の規定による請求を拒んだとき。	第四十八条 第三十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンター等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第四十八条 第十条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。	第一条 この法律は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 正當な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。
第四十九条 第十条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。	第二条 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。 一 次条から附則第六条まで及び附則第十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定(施行日の布の日)
第五十条 第十条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。	第三条 この法律は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 正當な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。
第五十一条 第十条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。	第四条 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。 一 次条から附則第六条まで及び附則第十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定(施行日の布の日)
第五十二条 第十条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。	第五条 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。 一 次条から附則第六条まで及び附則第十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定(施行日の布の日)

に当該第一種使用等に係る第一種使用規程の承認の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に係る承認又は承認の申請の却下若しくは承認の拒否の処分がある日まで、同様とする。

第三条 第十三条第一項の確認を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その確認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により確認の申請があつた場合には、施行日前においても、第十三条第一項の規定の例により確認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に第十三条第一項に規定する第二種使用等をしている者であつて、同項の確認を受けた括散防止措置を執っていないないものは、施行日から六月間は、当該確認を受けた括散防止措置を執っているものとみなす。その者がその期間が満了するまでに当該確認の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく確認又は確認の拒否の処分がある日まで、同様とする。

第四条 第十八条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができることとする。

2 主務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、第十八条の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、施行日において同条第一項の規定によりその登録を受けたものとみなす。

第五条 第十九条第四項の規程の認可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行ふことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、第十九条第四項の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、同項の規定の例により認可を受けたときは、施行日において同項の規定によりその認可を受けたものとみなす。

第六条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況につひける

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一四年一二月二〇日法律第
一九二号）抄

(施行期日等)
第一号 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(政令への委任)
第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三
三号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。
(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第八
二号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十一条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）八四号 附則抄 (平成二十五年一月二七日法律第

この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第二百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>（施行期日）抄 一〇三号）抄</p> <p>附 則（平成二五年一二月一三日法律第二百二十九条）</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>附 則（平成二六年六月一三日法律第六百二十八条）</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日</p> <p>（处分等の効力）</p> <p>第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの罰則の規定によりなおその効力を有することと</p>
---	---

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他他の経過措置の政令等への委任)

	(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条	附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
附 則	（平成二七年九月一八日法律第七〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	（平成二九年四月二一日法律第八号）
（施行期日）	（施行期日）
この法律は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)	この法律による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十一条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二条第二項に規定する遺伝子組換え生物等の同条第五項に規定する第一種使用等又は同条第六項に規定する第二種使用等をしている者又はした者及び同法第二十六条第一項の規定による譲渡若しくは提供又は委託をした者について適用する。 (政令への委任)
附 則	（平成二九年五月三一日法律第四一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日